第二条第一項に次の一号を加える。
五　被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動
第二条に次の一項を加える。
3　第一項第五号の場合にあつては、同項の届出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。
（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）
第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。
第九条第一号中「次号」を「第三号」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
二　日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄ニの規定に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（前号に該当する者を除く。）
第十条第一項に次の一号を加える。
五　被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動
第十条第二項に次の一号を加える。
四　被保険者の資格を取得した者が、日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の上欄の在留資格をもつて在留するものである場合にあつては、その旨及び本邦において行うことができる活動
第十条に次の一項を加える。
3　第一項第五号又は前項第四号の場合にあつては、前二項の規定による届書の提出は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第七条第二項に規定する指定書を提示して行わなければならない。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○経済産業省令第六十一号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条第三項及び第十一条の二第三項の規定に基づき、第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

経済産業大臣　大畠　章宏

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同条の表中「四千五百五十三万四千円」を「三千九百五十四万三千円」に改める。

第二条中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改め、同条の表中「三千六百三十四万円」を「三千五百四十四万六千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十二月十七日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一七―〇―九九

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「庁舎管理官付主査」を「監査官付主査　庁舎管理官付主査」に改める。

別表農林水産省の部動物検疫所支所の項中「検疫課長（」の下に「羽田空港支所又は」を加える。

別表気象庁の部管区気象台の項中「火山防災情報調整官」を「火山防災情報調整官　情報システム管理官」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「研究調査室長　環境協力室長　国際対策室長　市場メカニズム室長」を「低炭素社会推進室長　研究調査室長　市場メカニズム室長　国際地球温暖化対策室長」を「閉鎖性海域対策室長」に、「閉鎖性海域対策室長　海洋環境室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十二年八月三十一日」を「平成二十二年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第六百二十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十七日

法務大臣　仙谷　由人

本則に次の二号を加える。

二十五　本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

二十六　前号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百二十三号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年省令第五十四号）別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄第四号の規定に基づき、法務大臣が定める者を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

法務大臣　仙谷　由人

一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）第二十五号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、本人が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員又は本邦に居住する本人の親族

二　特定活動告示第二十六号に掲げる活動を行おうとする者にあつては、特定活動告示第二十五号に掲げる活動を行おうとする者又は当該者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となつている者

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百二十四号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十二年十二月十七日

法務大臣　仙谷　由人

事務	指定の効力が生ずる日
登記所	平成二十三年一月四日
大阪法務局	
富山地方法務局	
登記所	平成二十三年一月四日

事務

地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年一月四日
地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年一月四日